

平成28年6月30日

株主各位

東京都江東区東陽六丁目3番2号

和光食糧株式会社

代表取締役 大橋 健司



## 株券を発行する旨の定款の定め廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成28年7月15日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、ご通知いたします。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

株券を発行する旨の定款の定め廃止に関して、ご質問等ございましたら、当社あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

敬具